

きよせ

電話番号 042-492-5111 (市役所代表)
※市役所にお電話をいただく場合には、市外局番(042)からおかけくださいますようお願いいたします。

ファクス 042-492-2415

電子メール kouhou@city.kiyose.lg.jp

ホームページ http://www.city.kiyose.lg.jp/

携帯サイト http://www.city.kiyose.lg.jp/m/index.htm

携帯電話用QRコード⇒

「住み慣れた地域で 尊厳あるその人らしい生活を送れるよう 健康でいきいきと暮らしていけるまち」を目指して 清瀬市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(素案) をとりまとめました

市では、平成27年度～29年度までの高齢者施策の基本的な考え方や方向性、目指すべき取り組みなどを示す「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定するために、今年2月に策定委員会を設置し、65歳以上の市民の方やNPO法人、介護保険関連事業者など

を対象としたアンケート調査を実施するなど、検討を重ねてきました。この度、策定委員会による計画の素案がまとまりましたので、基本目標などの内容についてお知らせします。
問合せ 高齢支援課介護サービス係 ☎ 497・2080

地域包括ケアシステムの実現に向けて

計画では、市内の高齢者を取り巻く課題や現在実施中の計画との継続性を踏まえ、高齢者保健福祉・介護保険事業の推進を図るとともに、団塊の世代が75歳以上になる2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とした「地域包括ケアシステム」(*)の構築を目指すこととしています。

これらの実現に向け、次の5つの基本目標と重点施策を定め、具体的な施策の展開などを図ります。

※地域包括ケアシステム 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の5項目を中心に、自立した日常生活の支援が包括的に確保・提供される体制のこと。

★基本目標★

①身近な相談窓口・地域包括ケア体制の充実

地域における身近な相談体制の充実や適切な情報提供を行い、さまざまな主体が連携して、高齢者の日常生活を支える体制づくりを推進します。

②一人ひとりがその人らしくいきいきと暮らす

誰もが生きがいをもち、社会参加をしながら暮らせるよう、多様化するニーズに対応した生涯学習や地域活動の場の拡充を図ります。

③いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らす

いつまでも健康を保ち、豊かな生活を送るため、健康に関する知識の普及啓発をはじめ、早期からの健康づくり・介護予防のための施策を推進します。

④住み慣れた地域で安心して暮らす

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域住民や関係機関・団体などが連携して地域全体で見守り、支援する仕組みづくりを推進します。

⑤介護が必要となっても安心して暮らす

利用者・家族に合った適切な支援・介護サービスが受けられるよう、高齢者の生活支援・介護サービス基盤の充実を図ります。

★重点施策★

①「予防」への取り組みの推進

高齢の方が日ごろから健康を意識し、介護予防に努められるよう、「健康づくり」「介護予防」の施策を推進し、周知・啓発に努めます。

②医療・保健・福祉などの連携強化

市周辺の医療機関との連携強化や「かかりつけ医・歯科医」などの普及・定着、関係機関が情報発信しやすい仕組みづくりに努めます。

③認知症支援策の充実

認知症の兆候をいち早くとらえ、早期に対応できる体制の整備を図るとともに、地域での見守り・支援体制の構築に取り組みます。

④協働による生活支援サービスの充実

地域住民や社会福祉法人、NPO法人などと連携・協力し、高齢者の生活を切れ目なく支援できるよう各種サービスの整備を進めます。

⑤災害時要援護者への支援

市民の方や関係機関・団体などと連携し、災害時の安否確認や避難支援対策など、要支援者への支援・協力体制の整備を推進します。

皆様のご意見をお寄せください

市では、この素案に関する市民説明会とパブリックコメントを実施し、皆さんの意見を募ります。策定委員会では、寄せられた意見を踏まえ、平成27年2月の最終決定に向け、更に検討を行います。

市民説明会

高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(素案)に関する説明と意見交換を行います。
日時 12月21日(日)午後1時30分～3時30分
場所 健康センター
※直接会場へ。
問合せ 高齢支援課介護サービス係 ☎ 497・2080

パブリックコメント～意見募集～

高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(素案)に関する意見を募集します。
対象 市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する個人・法人・その他の団体、この事案について直接的に利害関係が生じると認められる方
素案の閲覧 12月19日(金)から行政資料コーナー(市役所本庁舎3階)、社会福祉課、高齢支援課、健康推進課、各地域市民センター、中央・駅前図書館、生涯学習センター、男女共同参画センター、児童センター、コミュニティプラザひまわり、清瀬けやきホール、市ホームページで閲覧できます
意見の提出方法 12月19日から平成27年1月7日(必着)までに住所・氏名・対象事案名・意見を記入し、直接または郵送、ファクス、市ホームページの専用フォームで高齢支援課介護サービス係 ☎ 497・2080 FAX 492・9990 へ

進ちょく報

浸水被害からまちを支える 「雨水管整備事業」

市では、平成25年度から道路冠水や浸水を防ぐため、柳瀬川からけやき通りまでの区間(左図参照)で、雨水管を整備する事業を行っています。

◆平成25・26年度の工事区間

平成26年度末には、台田団地は柳瀬川を起点に、柳瀬川通りとの交差点までの約380メートルの

◆平成27～29年度の工事区間

平成27年度～29年度末には、柳瀬川通りから中里五丁目と旭が丘一丁目の境界に位置する道路と大林組技術研究所西側の道路に沿ってけやき通りまでの約490メートル(上図参照)に、直径2メートルの雨水管の整備が完了する予定です。



設置費用の一部を助成します!

市では、集中豪雨による浸水被害の軽減や自然環境の保全のために、住宅の屋根に降った雨水を敷地内の地下に浸透させる「雨水浸透ます」(下図参照)の設置費用の一部を助成しています。
対象 市内に一戸建て住宅(新築の場合を除く)を所有し、居住している個人の方
助成金額 標準工事費単価に設置数量を乗じて得た額の2分の1相当額または工事に必要な額(税抜き)の2分の1相当額のうち、いずれか少ない額で、上限5万円(千円未満の端数切り捨て)
※市税を滞納していないなどの助成対象条件がありますので、詳しくは下記へご確認ください。

雨水浸透ますの設置にご協力ください

※申込みは、直接または電話で市指定工事店へ。
問合せ 下水道課施設設計画係 ☎ 497・2532

雨水浸透ますイメージ図

